

農中信託銀行

遺言信託

～管理コース～

■ 財産に関する遺言公正証書作成のお手伝いを致します。

作成された遺言書は責任をもって農中信託銀行がお預かりをし、相続開始時には確実にご指定の方にお引き渡しします。

■ 遺言は円滑な相続のお役に立ちます。

○次のような方々に遺言がお役に立ちます

- 農業後継者など跡取りの方に多く相続させたい方
- 相続争いを未然に防ぎ、円滑に遺産分割を済ませたい方
- お借入れのある方
- お子さまのいないご夫婦

詳しくは、下記店舗までお気軽にご相談ください。

瀬戸支店 TEL 0561-82-8131
豊明支店 TEL 0562-92-1614
日進支店 TEL 0561-72-0665
本店 TEL 0561-75-0722

尾張旭支店 TEL 0561-54-3311
東郷支店 TEL 0561-39-0551
長久手支店 TEL 0561-63-0012

- ① 当JAが行う遺言信託代理業務は、契約締結の媒介です。
- ② ご利用には、所定の手数料・諸費用が必要です。
- ③ 農中信託銀行は、身分に関する事項はお取り扱いできません。
- ④ 農中信託銀行がお取り扱いするのは、公正証書遺言だけです。